七　洪水の予想の方法に係る基準
イ　洪水に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における水位、流量、氾濫により浸水する区域又はその水深その他の洪水の状況を予想するものであること。
ロ　第四号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
ハ　イの予想は、洪水に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。
（予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請）
第十一条　（略）
2　前項の申請書には、第十条第二項第一号から第六号までに掲げる書類のうち予報業務の目的又は範囲の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
3　（略）
（気象予報士の設置の基準）
第十一条の二　法第十九条の二各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。
（表　略）
2　法第十七条第一項の許可を受けた者は、前項の規定に抵触するに至つた事業所（当該抵触後も気象予報士が一人以上置かれているものに限る。）があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。
（特定予報業務に関する説明）
第十一条の三　特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法を含む。）により、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものを含む。）を用いて説明しなければならない。
一　法第十九条の三の規定の趣旨
二　法第十七条第一項の許可を受けた者の予報であること。
三　気象庁の予報事項と異なる予報事項となる場合があること。
四　現象の予想の精度
五　現象の予想を行う場合に仮定する条件及び考慮する施設に関する情報
六　当該特定予報業務の対象とする区域
七　当該特定予報業務の対象とする期間
八　当該特定予報業務に係る予報事項の発表の時刻
九　当該特定予報業務を利用しようとする者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置
十　前各号に掲げるもののほか、予報の利用に当たつて留意すべき事項

（新設）

（予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請）
第十一条　（略）
2　前項の申請書には、第十条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のうち予報業務の目的又は範囲の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
3　（略）
（気象予報士の設置の基準）
第十一条の二　法第十七条第一項の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。
（表　略）
2　法第十七条第一項の規定により許可を受けた者は、前項の規定に抵触するに至つた事業所（当該抵触後も気象予報士が一人以上置かれているものに限る。）があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

（新設）